(別紙)

審査方法

1. 一次審査(資格審査)

※旧六瀬中学校跡地活用事業者募集要項(P.11)参照ください。

2. 二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 審査方法

※旧六瀬中学校跡地活用事業者募集要項(P.11)参照ください。

(2) 実施方法

プレゼンテーション審査の実施方法等については、次のとおりとします。

- (ア) 応募者は提出した応募書類に基づいて、プレゼンテーションを実施します。
- (イ) プレゼンテーションの時間は、1応募者あたり30分以内とします。
- (ウ) プレゼンテーション実施後、30分以内の質疑応答時間を設けます。
- (エ) プレゼンテーション会場への応募者の入場人数は6名以内とします。
- (オ) プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター、ケーブル (HDMI) の機器類は町で用意します。PC、タブレット、その他必要な機器類は応募者で用意してください。
- (3) 審査項目、項目詳細及び評価点(配点) ※旧六瀬中学校跡地活用事業者募集要項(P.12)参照ください。

3. 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格します。

- ①提出書類に虚偽の記載等、不正の行為をした場合
- ②審査の公平性を害する行為を行った場合
- ③公募開始の日から優先交渉事業者の選定が終了するまでの間、優先交渉事業 者選定に関して、自らまたは第三者を用いて事業者選定委員会委員に接触し た場合
- ④その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合